



相模原市の子育て支援～予防的支援と地域づくり～

相模原市こども・若者未来局こども家庭支援部こども家庭課長

山口 幸司

相模原市では、令和7年4月に、各区に所在する子育て支援センターに統括支援員を配置し、こども家庭センターの機能を担うこととなりました。ご承知の方も多いとは思いますが、こども家庭センターは、令和6年4月の児童福祉法の改正によって、市町村は設置に努めなければならないとされ、同法や母子保健法に規定されている市町村の業務を担い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とし、国のがいドラインにおいては、母子保健と児童福祉の一体的支援、地域資源の把握・開拓等に取り組むこととされています。

従来から、乳幼児健診が児童虐待の予防や発見につながったり、要支援の家庭への支援に母子保健の視点や制度が役立つたりといったことはありましたが、こども家庭センター設置がきっかけとなり、あらためて、それぞれの強みや専門性をお互いに理解することにつながっていると感じています。

また、本市における虐待通告件数や子育て家庭へのアンケート調査では、「乳幼児への虐待通告が多い」、「身近に相談できる人がいないと、子どもや子育てに対するネガティブな感情を持つ頻度が高い」という傾向があります。行政機関や関係機関の支援だけでなく、日常生活におけるちょっとしたつながりや相談が、子育て家庭の負担軽減、ひいては、虐待の発生や重篤化の予防につながると考えています。

行政機関や関係機関が、制度やサービスを活用しながら支援していくことはもちろん重要ですが、日常のちょっとした困りごとや悩みごとであれば、気軽に訊いたり、フォローしてあげられるような地域、子育て家庭が子育てを楽しめるような地域をつくっていきたいと思いながら、日々、業務に取り組んでいます。

引き続き、子どもたちが安心して毎日が過ごせるよう、関係機関の皆様にご協力いただきながら、子育て支援を進めてまいります。

